

吉富町「未来を担う若者の移住・定住促進」奨学金返還支援助成金  
交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、吉富町に住所を有し、現に居住する就労者のうち、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、短期大学又は大学(大学院を含む。))及び専修学校(以下「高校・大学等」という。))の在学中に借り入れた高校・大学等奨学金(以下「奨学金等」という。))を返還する者に対し、返還金の一部を助成することにより、人材の確保及び移住定住の促進を図ることを目的とする。

(対象となる奨学金)

第2条 助成金の交付の対象となる奨学金等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金
- (2) 吉富町奨学金
- (3) その他町長が認める貸与型奨学金

(助成金の受給要件)

第3条 助成金の交付を受けることができる者は、次の各号の全ての要件に該当する者とする。ただし、公務員は除く。

- (1) 申請時かつ当該年度の1月1日に吉富町に住民登録し、現に居住する者
- (2) 高校・大学等に進学し、在学中に前条の奨学金等の貸与を受けた者
- (3) 月賦、半年賦又は年賦により奨学金の返還を遅延なく行っている者
- (4) 京築地域又は九州周防灘定住自立圏域の事業所等で就労している者
- (5) 町税等を滞納していない者
- (6) 他制度による奨学金等の返還を対象とした助成・補助を受けていない者
- (7) 吉富町に10年以上居住する意思のある者

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、助成金の交付を受ける年度に返還すべき奨学金等の返還金額の2分の1に相当する額とする。ただし、申請初年度から3年度目までは、当該金額が10万円を超えるときは、10万円を限度とし、4年度目から10年度目までは、当該金額が5万円を超えるときは、5万円を限度とする。

2 繰上返還等による奨学金等の返還額は、前項に規定する期間中に返還すべき奨学金等の返還金額には含まないものとする。

(助成金の交付対象期間)

第5条 助成金の交付対象となる期間は、次条に規定する助成金の最初の交付申請の日の属する年度を含め、10年度間を限度とする。

2 前項の規定により助成金を交付する者は、申請初年度から引き続き吉富町に住民登録し、居住するものとする。ただし、事業所の都合による転勤、その他町長がやむを得ないと認める転出があった場合は、申請初年度から起算して10年度間を限度として、再び吉富町に住民登録し、居住することとなった日の属する年度から助成金を交付することとする。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、吉富町奨学金等返還支援助成金交付申請書(別記様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、町長に対しその定める期日までに申請しなければならない。

- (1) 奨学金等貸与機関が発行する奨学金等の貸与を証するもの
- (2) 申請日が属する年度に返還すべき奨学金等の返還金額を証するもの
- (3) 事業所から交付される労働条件通知書若しくはそれに代わるもの(就労証明書(別記様式第2号等))又は自営業にあつては営業証明書等自らの業を営むことを証する書類。ただし、離職した場合は、速やかに離職報告書(別記様式第3号)を提出すること。

(4) その他町長が必要と認める書類

(交付決定及び決定通知)

第7条 町長は、前条の規定による申請があつたときは、当該申請に係る書類の審査を行い、助成金の交付の可否を決定し、申請者に対して、吉富町奨学金等返還支援助成金交付(不交付)決定通知書(別記様式第4号)により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 申請者は、第6条に規定する申請書を提出した後、助成金の交付申請を取りやめる場合は、速やかに吉富町奨学金等返還支援助成金交付申請取下げ届(別記様式第5号)を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項に規定する届けがあつたときには、当該申請に係る助成金の決定はなかつたものとみなす。

(助成金の実績報告)

第9条 助成金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、交付の決定を受けた年度の期間中に返還すべき奨学金等を返還したときは、速やかに吉富町奨学金等返還支援助成金実績報告書(兼請求書)(別記様式第6号)に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 奨学金等の返還の事実を証するもの
- (2) 交付年度における就労期間等を証する書類(在職証明書(別記様式第7号等))
- (3) 納税証明書
- (4) その他町長が必要と認める書類

(助成金の確定及び交付)

第10条 町長は、前条の規定による報告があったときは、住民登録等の確認のほか、当該報告に係る書類の審査を行い、交付が適当と認められるときは、交付金額を確定し、交付決定者に対して吉富町奨学金等返還支援助成金交付額確定通知書(別記様式第8号)により通知し、助成金を交付する。

2 町長は、前項の規定による審査の結果が適当でないと認めるときは、交付決定者に必要な是正措置を命ずることができる。

(交付決定の取消し)

第11条 町長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消し、吉富町奨学金等返還支援助成金交付決定取消通知書(別記様式第9号)により通知するものとする。

(1) 助成金の交付決定後、交付対象期間内に町外へ転出したとき

(2) 提出した書類に虚偽その他不正があったとき

(助成金の返還)

第12条 町長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る助成金が既に交付されているときは、交付決定者に対し、吉富町奨学金等返還支援助成金返還命令書(別記様式第10号)により助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行し、同日から令和9年3月31日までに交付決定を受けた者に適用する。

(条例の失効)

2 この告示は、令和18年3月31日限り、その効力を失う。